

## 社会福祉法人神東会子育て世帯訪問支援事業運営規程

### (目的)

第1条 飛騨市子育て世帯訪問支援事業実施要綱、飛騨市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書及び子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて(令和6年3月30日付こ成環第107号こども家庭庁成育局通知)(以下「実施要綱等」という。)を基に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、社会福祉法人神東会(以下「法人」という。)が運営する事業所(以下「事業所」という。)の訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を(以下「訪問支援」という。)を行う子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### (事業主体)

第2条 法人は、飛騨市子育て世帯訪問支援事業を飛騨市から受託する。

### (業務の内容)

第3条 法人は、事業実施依頼書に基づき、対象家庭に次に掲げる支援を行う訪問支援員を派遣する。ただし、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる世帯への訪問支援は行わない。

#### (1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 衣類等の洗濯及び補修
- ウ 住居等の清掃及び整理整頓
- エ 生活必需品の買い物の代行又はサポート
- オ その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの

#### (2) 育児支援

- ア 授乳、食事の世話
- イ おむつの交換、排せつの介助
- ウ 衣服の着脱の世話・入浴(もく浴)の介助
- エ 保育所等の送迎・児童の見守り
- オ 外出時の補助カ その他、日常的な育児に関して特に必要と認められるもの

#### (3) 子育て支援施策等に関する情報提供

2 訪問支援は、保護者の在宅時に行う。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等やむ

を得ない場合は、保護者が不在であっても事前に保護者の同意を得た上で行うことができる。

- 3 訪問支援は、原則、保護者の居宅で行う。ただし、第1項第1号エ又は同項第2号エ若しくはオに規定する訪問支援を行う場合には、この限りではない。
- 4 支援会議等への出席を求められた場合は、原則、担当する訪問支援員が支援会議等に参加する。

(対象世帯)

第4条 事業の対象となる世帯は、飛驒市に居住し、18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者（以下「児童等」という。）、その保護者又は妊産婦であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者のいる家庭
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等であるなど、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) 支援を要するヤングケアラー等、事業の目的に鑑み、市長が本事業による支援が特に必要と認めた者

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルプサービスたんぽぽ苑
- (2) 所在地 飛驒市神岡町殿1081番地53

(実施日時)

第6条 事業の実施日時は、次のとおりとする。

- (1) 実施日 原則、日曜日～土曜日 年末・年始を除く
- (2) 実施時間帯 原則、午前7時～午後7時

(訪問支援利用時間等)

第7条 訪問支援利用時間等は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間は、実施依頼書の範囲内で訪問支援員と利用者の話し合いにより決定するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

- (2) 利用期間は、対象世帯の状況等の変化に応じ決定するものとし、必要に応じて利用期間を延長することができる。

(訪問支援員)

第8条 法人は、次の各号の要件を満たす者を訪問支援員として配置するものとする。

- (1) 介護福祉士、看護師、准看護師、保育士、保健師、助産師、介護職員実務者研修修了者、介護職員、初任者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員養成研修1級又は2級修了者、障害者居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者養成研修1級又は2級修了者、子育て支援員研修修了者、又は子育てに関し知識・経験を有する者として市長が特に認めた者のいずれかに該当し、家事支援、育児支援及び相談支援を適切に実行する能力を有する者
- (2) 次の欠格事由のいずれにも該当しない者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に著しく不適當な行為をした者

(利用者負担金)

第9条 事業の利用料は、飛騨市が徴収する。

(委託料)

第10条 事業の委託料は、飛騨市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書による。

(事故発生時の対応)

第11条 業務提供中の事故等が発生した場合は、法人は次のとおり対応する。

- (1) 法人は、本事業に係る保険に加入し、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (2) 法人は、予め、支援実施中に事故が発生した場合に備えて必要な措置及び実施方法についてのマニュアルを作成しておくものとする。
- (3) 訪問支援実施中に事故が発生した場合は、法人は前項に従い必要な措置を講じるとともに、遅延なく口頭及び書面により飛騨市に報告するものとする。

- (4) 飛驒市の故意・重過失である場合以外は、法人がその責任において処理にあたるものとする。

(実施体制)

第12条 職員の職種及び員数は別表のとおりとし、次の業務を担当する。

- (1) 本事業の管理責任者を配置する。
- (2) 訪問支援員の相談指導体制を確保する。
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置する。
- (4) 訪問支援員は、本事業の専任としない。

(実績報告)

第13条 管理責任者は、本事業の履行日の月末から15日以内に、飛驒市が示す実施状況の報告書とともに委託料の請求を行うものとする。

(苦情、要望等への対応)

第14条 訪問世帯、あるいは地域住民等からの苦情や要望の解決にあたっては、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第15条 訪問支援の実施あたり、取り扱う個人情報等は法人の規程及び実施要綱等に従い、適正に取り扱うものとする。

- 2 訪問支援員及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 3 訪問支援員及び職員は、訪問支援員及び職員でなくなった後においても業務上知り得た訪問世帯の秘密を保持しなければならない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、飛驒市と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

## 別表(第 12 条関係)

## 職員の職種及び員数

職 種	員数 (名)	備 考
管理者責任者	1	兼 苦情相談責任者・訪問支援員
相談指導員	1	兼 苦情相談担当者・訪問支援員
訪問支援員	4	
計	6	